

中小企業省エネ設備等導入支援補助金に係る補助事業者の業務について

1 業務内容

補助事業者は、中小企業省エネ設備等導入支援補助金に係る補助事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施のため、以下の業務を行う。

(1) 補助金の制度周知・広報

- ・ホームページ等により、県内事業者に対して事業の周知を実施する。
- ・申請状況、予算消化状況をホームページにより公表する。
- ・ホームページ等に掲載する内容

(例)：制度概要、対象要件、申請手順、必要書類、注意事項（重複申請防止等）、よくある質問（FAQ）、問い合わせ先等

(2) 申請システムの構築

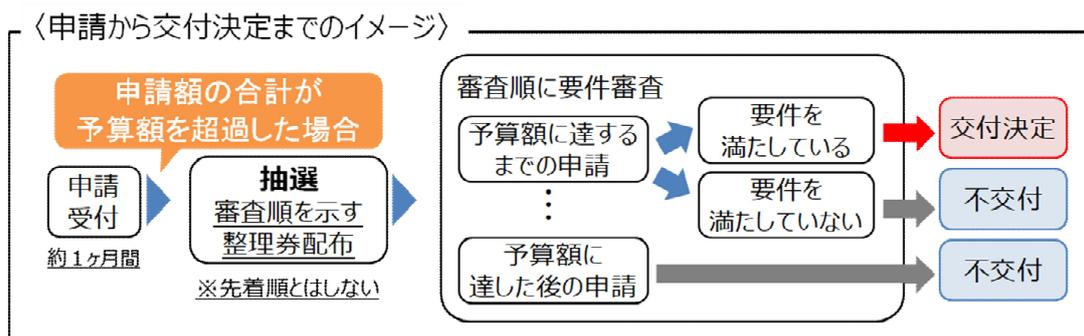
- ・最大1,000件程度の申請を受け付けることができる申請システムとする。
- ・申請については電子申請を基本として、申請者の利便性が高いものとする。
- ・申請システムは、証拠書類のデータ（文書、画像）を添付できるようにする。
- ・個人情報を含むため、権限管理、通信の暗号化、操作ログ（受付・審査・差戻し・決定等）の保存等、適切なセキュリティ対策を講じる。

(3) 事業者（申請者）からの問合せへの対応

- ・申請者が利用者しやすいよう、電話、メール、問合せフォーム等の多様な問合せチャネルを設置し、申請者からの問合せ（申請方法、要件等）への対応する。

(4) 申請書の審査

- ・申請書類をもとに補助金交付要件の審査を実施する。
- ・申請額の合計が予算額を超過した場合は、抽選を行い、審査順を決定する。



【申請書類（予定）】

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・導入する設備の仕様書
- ・工事図面
- ・工事費見積書（2社以上）
- ・（特別枠で申請する場合）省エネ診断の診断書
- ・その他、必要と考えられる資料

【審査事項】※下記要件等は別紙2「補助事業の概要について」を参照

- ・申請対象者の要件を満たしているか。
- ・補助対象事業の補助要件を満たしているか。
- ・申請額（補助対象経費、補助率等）の算定は適切か。
- ・なりすましや架空の工事で申請されていないか。

※審査の際にはマニュアルを作成するとともに、必要に応じて二重チェックを実施する。

※申請書類の不備がある場合には、申請者に対し不備内容を通知するとともに、修正および再提出を依頼する。

(5) 補助金の交付決定

- ・申請内容を審査後、申請者へ交付決定を通知する。
- ・通知には、交付決定額、支払予定時期、注意事項（虚偽申請時の返還等）を明記する。
- ・誤発送や誤交付を防ぐための体制やシステムを用意する。

(6) 補助金の確定検査・支払

- ・実績報告を審査後、申請者へ補助金額の確定を通知する。
- ・請求書を確認後、申請者の口座へ補助金の支払いを実施する。

※誤交付を防ぐための体制やシステムを用意する。

(7) その他事業管理に必要となる事項についての対応

- ・事業進捗管理、報告書の受付・確認、監査対応など、事業の円滑な運営に必要な管理業務を実施する。

## 2 補助金の交付規程の策定

補助事業者は、補助金の交付に当たって、別紙2「補助事業の概要について」に定めるほか、補助金の交付規程を定め、知事の承認を受けなければならない。

交付規程には、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 補助対象要件の定義
- (2) 補助申請
- (3) 補助申請の審査及び交付決定
- (4) 申請の取下げ
- (5) 事業変更の承認等
- (6) 交付決定の取消等
- (7) 交付の額の確定及び補助金の支払い
- (8) 報告及び調査等
- (9) 個人情報保護等の対応
- (10) その他必要な事項

#### 4 業務実施スケジュール（想定）

補助事業者は、下記想定スケジュールを踏まえ、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、県と協議の上、業務実施スケジュールを定めるものとする。

時期	内容
令和8年6月中旬～7月中旬	補助金の公募（1期募集）
7月中旬～	申請の審査、交付決定
9月上旬～10月上旬	補助金の公募（2期募集）
10月上旬～	申請の審査、交付決定
令和9年1月末まで	実績報告の受付
2月末まで	実績報告の審査、額の確定、補助金の支払い（精算払い）
3月5日	補助事業完了、県に実績報告を提出

#### 5 県の指導監督等

- (1) 県は補助事業者に対し、本事業の実施に関する指導監督を行う。
- (2) 補助事業者は、事業者への補助金の交付決定に当たり、必要に応じて、県に対して事前協議を行うものとする。
- (3) 県は補助事業者に対し、上記の事前協議の際に、必要に応じて指導・助言を行う。
- (4) 補助事業者は、事業の実施に当たり疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等は、県に対して速やかに報告・相談を行うものとする。
- (5) 県は補助事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導・助言を行う。
- (6) 補助事業者は、本事業の実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼすような事情が生じたときは、県に対して速やかに報告・協議を行うものとする。

#### 6 個人情報の管理

事業者から提出された申請書類等により補助事業者が取得した個人情報については、次の利用目的以外に利用してはならない。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。）

- (1) 本補助金の交付決定手続及び交付事務のため。
- (2) 交付決定後の連絡・資料送付・効果分析等のため。
- (3) 申請者の情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形に加工した上で、統計データとして利用するため。

#### 7 その他

- (1) 本事業の詳細な事項及び進め方についての協議は、県又は補助事業者いずれかの要請により、その都度行うものとする。
- (2) 「中小企業省エネ設備等導入支援補助金交付要綱」及び「中小企業省エネ設備等導入支援補助金公募要領」に定める事項について疑義が生じた場合、又は当該要綱及び要領に定めのない事項については、県及び補助事業者で別途協議の上、定めるものとする。
- (3) 県と補助事業者が協議をした場合、補助事業者は遅滞なく協議録を作成の上、県へ提出すること。